

くさつ温泉感謝券・くさつ温泉デジタル感謝券加盟店ガイドライン ～加盟店向け地場産品基準のポイント～



総務省から、ふるさと納税に係る返礼品基準が告知されているところですが、草津町では、その基準に適合するべく以下のように地場産品以外の物品を取り扱わないよう、各加盟店に対し求めるものであり、各加盟店は「くさつ温泉感謝券・くさつ温泉デジタル感謝券加盟店ガイドライン」に則り運用を行う必要があります。

感謝券の利用できる役務とは

(1) 旅館及びホテル等での宿泊費

草津町内で提供される役務であり、感謝券の利用は可能。
但し、フランチャイズ等の県外でも展開されている施設のブランド名を冠するものは、一夜につき一人当たり五万円を超えないものとする。



(2) 草津町にある飲食店での飲食

草津町内で提供される役務であり、同様に利用可能。但し、全国展開している店舗は除く。



感謝券で購入できる物品について

(1) 草津町が求める地場産品とは

草津町内で製造等を行うことにより当該返礼品の価値の過半が生じている旨の証明がなされ、自治体により公表されているもの。(要申請：別添1)

単なる切断、箱詰め、包装、ラベル張り等はこれに該当せず、加工・品質保守を一元管理している必要がある。

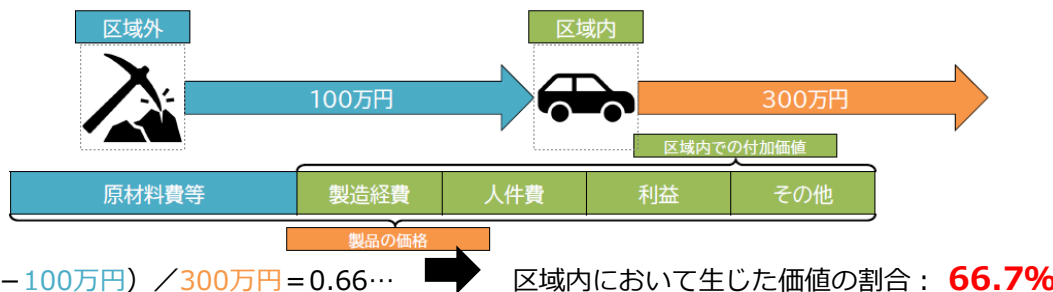
【認められると考えられる例】→ 温泉まんじゅう



区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法

算式 $(A - B) / A$

算式の符号 A：当該地方団体による返礼品等の調達費用 B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用



感謝券で購入出来ない物品について

(1) 草津町が禁止する物品とは

草津町外で生産・製造・加工されたもの。広く一般的に何処にでも販売されている物品。

【考えられる例】

→包装紙に草津と記載しているだけのお土産、タバコ、家電、ビール（区域内で生産された地ビールは除く）、一般的なお土産等



詳細については、「くさつ温泉感謝券加盟店ガイドライン」を参照してください。

上記基準に違反するとみられる加盟店がみられた場合、状況を確認させていただきます。

また、その確認において明らかに違反と思われる場合、是正いただく対応をお願いさせていただきます。是正いただくことができない場合、**感謝券の利用を停止するなどの処置をとらせていただきますので**ご了承ください。